

災害時における応急対策業務に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と 株式会社 ●●建設（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

商号又は名称を正しく記入してください。

（目的）

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が菰野町地域防災計画に基づき、菰野町災害対策本部又は菰野町災害警戒本部を設置したものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- (4) 甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- (6) その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策業務の協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施について乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し次に掲げる事項を記載した「菰野町災害時応急対策業務要請書」（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、特に急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 建設資機材等が必要な場合その内訳
- (4) その他必要な事項

(防災訓練への参加)

第 10 条 この協定の実効性を確保するために、甲は、乙に対し甲が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。実施

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくないと認めるときは、前条の期間に関わらず、この協定を解除することができるものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

住所は、地番まで正しく記入してください。

菰野町長 諸 岡 高 幸

乙

三重県三重郡菰野町●●●●番地

商号又は名称を正しく記入してください。

株式会社 ●●建設
代表取締役 ▲▲ ▲▲

代表者印

代表者の役職・氏名を正しく記入し、代表者印を押印してください。